

意見書

平成 15 年 11 月 4 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

ゆうびんばんごう
郵便番号 103 - 0015

とうきょうとちゅうおうくにはほんばしはこぎきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24 - 1

そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ
ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目(案)」に対する
意見

1. 基本方針(案)「第一章 競争評価の基本的考え方」について

今年度の競争評価は、NTT東西が有する不可欠設備の開放が十分進み、競争状態を作るために有効に機能しているか、有効競争を阻害する問題がないかを評価することに実施の目的を絞ることが望ましいと考えます。

理由は次のとおりです。

今年度の評価対象であるインターネット接続領域は、詳細なデータを検証するまでもなく市場が成長途上であることは明らかです。また様々な分野から多くの事業者が参入し厳しい競争を繰り広げており、市場は激しく変化しています。このような領域の評価手法は未だコンセンサスが得られたものではなく、この時期に評価結果を出すことは事業そのものに悪影響を与えることが懸念されます。そこで、これまで実施されてきたNTT東西に対するドミナント規制が有効に働いているかどうかをまず検証することに焦点を絞って競争評価を開始することが適当と考えます。

欧州における競争レビューも「SMP (Significant Market Power) に対する規制フレームをあらかじめ決めておき、それに相当するかどうか判断」というアプローチをとっています。また、米国においてはILECのアンバンドル義務の維持/除外等既存ドミナントに対する規制について分析しています。このように欧米においても評価・分析は焦点を絞りSMPに対する規制を分析しており、国際的な整合性の観点からもNTT東西に対するドミナント規制が有効に働いているか、有効競争を阻害する状況がないかをどうかを評価することがまず必要と考えます。

2. 基本方針(案)「第三章 市場の画定」について

最終利用者向けサービスの市場に影響する他市場の要因は、競争状況を分析する段階で勘案するが、事業者と事業者の間の市場画定では、ネットワーク構

造や事業者間の責任分界など供給者側の事情も考慮する。特に、水平的・垂直的な競争制限の可能性を考慮するに当たっては、価格に対する支配力のみならず競争状況に及ぶ影響力を総合的に分析するように努める。

(基本方針(案)23頁3 - 3「市場の多重構造」(5))

事業者間取引が円滑に行われているかどうか、とりわけ最終利用者向けサービスが取引される市場の競争状況に強く影響する不可欠設備等の分析は極めて重要です。不可欠設備等の分析に係ると思われる記述中「ネットワーク構造や事業者間の責任分界など供給者側の事情も考慮する」の、考慮の意味合いが不明であり、裁量行政に向かう危惧があります。これを明確にして戴きたい。

3. 基本方針(案)「第四章 競争状況の分析と評価」について

(1) シェアと市場支配力の相関について

また、シェアの変化は、競争状況の変化の方向性を示唆する。例えば、シェアが第一位の事業者(以下、「トップシェア事業者」と言う。)と競争者が競い合い短期間にシェアが大きく上下している場合や、トップシェア事業者のシェアが逡減を続けている場合には、当該市場が競争的な状況にあるか、あるいは、その方向に向かっていく可能性が予想される。逆に、トップシェア事業者が高いシェアを安定して保持している場合には、当該市場が競争的な状況にない可能性が予想できる。ただし、高いシェアを安定的に保持しているのは、当該事業者の経営・営業努力の結果であることもあり得るので、シェアと支配力の相関については、原因に関して定性的に分析する。

(基本方針(案)33頁4 - 1「分析のための主な指標」(1))

ある事業者が市場支配力を有しているかどうかを評価する際に、事業を遂行するために不可欠な設備を有すること等により他の事業者と比較して有利な状況にある事業者が、依然として市場支配力を有している場合と、ある事業者が自由で公正な競争を行った結果市場支配力を有するに到った場合、とでは当然分析結果の評価は異なるものでなければなりません。

前者は不可欠設備の開放政策を更に強化すべきことを判断するための指針となるものであること、そして後者は多くの場合事業に対する先見性や企業努力によるものであり、成熟していない評価手法をもってその事業者に対する規制行うべきものではないことを基本方針の中に明記すべきです。

(2) 支配力の梃子(レバレッジ)について

優位性のある分野から事業を開始し、垂直的又は水平的に他サービスに進出する事業者の行動は、規模・範囲の経済性を追求しようとするもので、料金請求の一元化や関連する複数サービスのセット割引といったメリットを利用者にももたらす利点がある。一方で、例えば、別の市場で支配力を有する事業者による内部相互補助、情報の目的外利用等が外から市場の競争を阻害する可能性もある。したがって、競争状況の分析では、当該他市場からのレバレッジが働いているか、働いているとすればそれはどう働いているかといった点を分析する。

(基本方針(案)37頁4 - 3「定性的な要因分析」(3))

具体的に分析することが必要であり、次のような問題についても取り上げ分析すべきであると考えます。

NTT東西の116番は、NTT東西の営業窓口になっていると同時に、他事業者の顧客が自身に関する情報を問合せる窓口をも兼ねています。そのためNTT東西と他事業者が競争している領域において、他事業者にとって不利な状況となっていないかどうか検証・分析することが必要です。

NTT東西に対してDSL工事の申込をおこなう場合に、加入電話の契約者本人が申し込まなければ受けられません。しかし、加入電話契約者が亡くなり契約の継承手続きがなされていないか、契約者が改姓し届出がない等により、NTT東西が加入電話契約者として有する名義は、事実上の契約者ではないことが多々あります。そのため、DSL事業者は、顧客がNTT東西の有する契約者名を認識しその名義で申込に至るまでに多大なコストと労力と期間をかけています。DSL事業を行い且つ加入電話契約者情報を有しているNTT東西と比べて他事業者が不利な状況となっていないかどうか検証・分析することが必要です。

NTT東西から指定電気通信設備である中継系及び加入者系光ファイバを借りる場合に、利用の可否が迅速、正確に把握でき、円滑に接続できる状況になっているかどうか、NTT東西の指定設備利用部門と他事業者が平等に設備を利用できる状況になっているかどうかを検証・分析することが必要です。

NTT東西から局舎スペースや電力設備を借りる場合に、利用の可否が迅速、正確に把握でき、円滑にコロケーションできる状況になっているかどうか、NTT東西の指定設備利用部門と他事業者が平等に設備を利用できる状況になっているかどうかを検証・分析することが必要です。

(3) 総合評価について

単純に「競争的である」、「競争的でない」といった二分が馴染まない状況も予想されるが、分析結果から、競争が有効に機能している、あるいは逆に機能していないと総合的に評価できる場合には、その考え方を示し、そうした競争状況の下での規律のあり方にも言及。

(基本方針(案)43頁4 - 4「総合評価」【要旨】)

例えば多数の利用者の加入が見込まれず供給者にとって魅力ある市場でないといった場合等では、事業への参入モチベーションが働かず競争的にならないことが多いと考えられます。このような市場では、競争の規律とは無関係の競争阻害要因が存在するケースが多く、場合によっては競争政策でなく競争阻害要因の除去のための産業政策、あるいは社会政策が重要と考えられます。従って、競争が有効に機能していないと評価できる場合に、直ちに規律のあり方に言及する必要はないと考えます。

4. 実施細目(案)「第3. 供給者(電気通信事業者)側からの情報収集の方法と内容について」について

(1) 情報収集の時期について

情報の収集は、分析前と、ある程度分析を進めた後の2段階に分けるべきと考えます。

収集すべき情報(実施細目(案)30頁【別添2】)は極めて詳細に過ぎ、次の問題があります。

提出するに当たって、事業者の負担が大きい。

分析のフレームによっては必ずしも必要かどうか分からない情報も含まれている。

そこで、情報の収集は、分析を進めるために最低限必要な情報と、評価の方向が明らかになった後さらに分析を進めるために必要な情報に仕分けすることが望ましいと考えます。

(2) 情報収集の内容について

「電気通信事業者間の取引 (実施細目(案)34頁【別添2】表2)」に関する情

報に、指定電気通信設備に関する情報を追加すべきであると考えます。

我が国のインターネット接続、とりわけブロードバンドが世界的にみても顕著な進展を遂げていることは、指定電気通信設備の開放義務が、新規参入を促し、事業者間の有効競争の促進に寄与した結果であることは言うまでもありません。この制度が有効競争のために十分機能しているかどうかを継続的に観察する必要があります。そのために、次の情報を競争評価の収集情報の対象にすべきであると考えます。

NTT東西が有する中継系及び加入系光ファイバの保有数量と使用数量(現用数量と予備数量の内訳を含む)

NTT東西が有する中継系及び加入系光ファイバの申込から納入までの期間

NTT東西が有する中継系及び加入系光ファイバの事業者間取引数量とNTT東西の指定設備利用部門の使用数量

5. 実施細目(案)「第9. 実施スケジュール等について」について

評価のプロセスを一層透明にし、且つ十分な議論を尽くして評価結果をまとめるとともに、評価結果の修正・見直しも柔軟に行うべきと考えます。

評価結果は、その後の競争政策に反映されるものであることから慎重を期して導かれなければなりません。また、評価結果はいったん公表されてしまうと、未だ見直すべき点がある場合であっても最終決定されたもの、あるいは最終決定に近いものと受取られ、評価結果として既成事実化されることが懸念されます。

そこで、評価結果を公表する前後のルールとして次の2点を実施細目に明記することを要望します。

「評価結果については、意見公募を行う(実施細目(案)27頁(5))」としているが、その前に次のように意見を述べる機会を設けること。

- ・市場画定作業を終えた時点での意見公募
- ・総合評価に先立つ、個々の定量的、定性的要因分析状況に対する意見公募
- ・特定の事業者が市場支配的と結論づけようとする場合の弁明

評価結果がまとまった後であっても、分析に用いた定量的、定性的要因に変化が生じたときには見直すこと。またそのプロセスに事業者も参画すること。

6. その他留意すべき事項

有効競争促進の観点から、現在、携帯電話事業者が一定数に行政的に抑えられている点を見直すべきであると考えます。

- 以上 -